**「なにわエコ良品ネクスト」の対象とする製品について**

資料１

１　前回部会までの検討の経緯

|  |  |
| --- | --- |
| 平成27年６月18日　環境審議会「リサイクル製品認定制度のあり方について」を答申 |  |
|  | ○「より質の高いリサイクル」（循環資源の質に応じたマテリアルリサイクル）を促進するため、「繰返しリサイクルされている製品」を認定するためのスキームを追加し、２段階の認定制度に変更する。○使用済品がマテリアルリサイクルに馴染まないものについても、リサイクルの促進の観点から引き続き認定の対象とすることを基本とする。○「繰返しリサイクルされている製品」の認定の考え方としては、次のとおりとすることが適当である。使用済品を、生産者が自ら回収し、リサイクルすること。使用済品の回収ルートがある程度確立しており、リサイクルされる見込みが高いこと。ただし、この場合は使用済品が既存の回収ルートで回収できるか確認する必要がある。 |
|  |  |
| 平成27年７月31日　第１回部会　　　　 ９月11日　第２回部会 |  |
|  | ○の「当該製品の使用済品を製造者が自ら回収する」場合について、「繰返しリサイクルされる製品」として区分することとし、先行して制度改正。○製造者が回収に主体的に関与するとき、「製造者が自ら回収する」とみなすこととし、具体的には、以下の事業者が使用者から使用済品を回収する場合とした。①当該製品の製造者である事業者②当該製品の製造者である事業者の関連会社等(会社法の親会社・子会社の関係にある事業者等)③当該製品の製造者である事業者より、当該製品の回収業務を受託している事業者※②③については、当該製品を同種の他製品と区別して回収している場合のみとする。 |
| 答申については、次のような課題があることから、想定される回収ルート等について更なる情報収集や課題整理等を行い、認定基準への反映について検討する。 |
|  | ・使用済品の回収ルートがある程度確立しており、製造者が自ら回収しない場合における回収主体としては、業界団体・販売者・再生事業者等が考えられ、回収に対する製造者の関与度合いが一律でないことが想定される。⇒「製造者が自ら回収する」場合と同等に、「繰返しリサイクルされる　　製品」と位置づけして問題ないか。・業界団体等が回収している場合、同種の製品であれば認定の有無に係らず回収される可能性がある。⇒「個々の製品を認定することで循環型社会の形成に寄与する事業者を育成する」という本制度の趣旨に沿った制度改正となっているか。 |
|  |  |
| 平成27年11月２日　「大阪府リサイクル製品認定要領」等を改正 |  |
|  | ○「繰返しリサイクルされる製品」について、「なにわエコ良品ネクスト」として区分して認定。 |

２　対象とする製品について(案)

○使用済品を回収するリサイクル製品について事例調査※したところ、その結果は表１－１のとおり。

　・製造者が回収に関与している事例(販売者への委託等含む。答申にあてはまるもの)は、19事例のうち14事例であった。

・製造者が回収に関与しない事例(５事例)のうち、回収ルートがある程度確立していると考えられる事例(２事例、答申にあてはまるもの)は「容器(缶)」及び「新聞用紙」であった。

※現在の認定製品の一覧、インターネット検索結果より事例を抽出。

●現状では使用済品の回収ルートに製造者が関与している場合が多いと考えられる。

●答申にあてはまる製品についてはリサイクルを行うことがすでに一般的となって
おり、認定制度により個別の製品を支援する必要性が低いと考えられた。

|  |
| --- |
| 『なにわエコ良品ネクスト』と区分する製品については、現行の認定要領のとおり「使用済品を製造者が自ら回収する」製品とする。 |

|  |
| --- |
| 今後、製造者が関与しないルートで使用済品を回収する認定製品があった場合には、「回収ルートがある程度確立しているか」など、その状況を勘案した上で、認定要領の改正について改めて検討する。（想定される事例）　・製品の販売場所等において、販売者が使用済品を回収してリサイクルする場合・大規模小売店舗等において、テナント店舗が製造・販売している製品について、オーナー店舗が使用済品を回収してリサイクルする場合　　　　　　　　　など⇒再度検討を行う場合には、以下に留意する。・『使用済品の回収ルートを使用者が容易に利用できるか』など、「回収ルートがある程度確立している」とみなせるか。・「製造者が自ら回収する」製品と同等に取り扱うことで、事業者間に不公平が生じないか。・「個々の製品を認定することで循環型社会の形成に寄与する事業者を育成する」という本制度の趣旨に沿うか。 |

表１－１　使用済品が回収されるリサイクル製品の事例一覧

| 製品事例※１ | 当該製品の使用用途 | 当該事例における回収者 | 当該製品の回収ルートが | [参考]当該事例における回収後の利用状況 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 答申に該当するか※２ | 答申に該当するか※３ |
| 製品Ａ | 消火器 | 製造者が委託する団体 | ○ | - | 薬剤：同製品の素材容器：金属ﾘｻｲｸﾙ |
| 製品Ｂ | ボタン電池 | 製造者が委託する団体 | ○ | - | 金属ﾘｻｲｸﾙ |
| 製品Ｃ | プリンタトナー(ｶｰﾄﾘｯｼﾞ) | 製造者(子会社への委託など) | ○ | - | 再資源化、ﾘﾕｰｽ利用など |
| 製品Ｄ | 小型家電(携帯電話) | 製造者(販売者への委託など) | ○ | - | 再資源化(燃料化)、金属ﾘｻｲｸﾙなど |
| 製品Ｅ | 食品用トレー | 製造者(食品の販売者への委託など) | ○ | - | 同製品の素材、再資源化(ﾍﾟﾚｯﾄ化) |
| 製品Ｆ | 学校用食器 | 製造者 | ○ | - | 同製品の素材など |
| 製品Ｇ | 防災用備蓄毛布 | 製造者 | ○ | - | 同製品の素材など |
| 製品Ｈ | 農業用ﾛｯｸｳｰﾙ | 製造者 | ○ | - | 同製品の素材 |
| 製品Ｉ | 業務用ｶｰﾃﾝ | 製造者 | ○ | - | 同製品の素材など |
| 製品Ｊ | ウエス | 製造者 | ○ | - | 同製品の素材、ﾘﾕｰｽ利用 |
| 製品Ｋ | 作業服 | 製造者 | ○ | - | 同製品の素材、ｻｰﾏﾙﾘｻｲｸﾙなど |
| 製品Ｌ | フリース衣料 | 製造者 | ○ | - | 再資源化(繊維化)、リユース利用 |
| 製品Ｍ | 蛍光灯 | 製造者 | ○ | - | 再資源化など |
| 製品Ｎ | 容器(瓶) | 製造者(販売者への委託) | ○ | - | ﾘﾀｰﾅﾌﾞﾙ利用、再資源化(ｶﾚｯﾄ化)など |
| 製品Ｏ | 容器(缶) | 自治体、再生事業者など | × | ○ | 金属ﾘｻｲｸﾙ |
| 製品Ｐ | 新聞用紙 | 自治体、集団回収、再生事業者など | × | ○ | 同製品の素材、再資源化、燃料化等 |
| 製品Ｑ | 紙製の事務用品 | 集団回収、自治体、再生事業者など | × | × | 再資源化、燃料化など |
| 製品Ｒ | 事業用の梱包用紙 | 再生事業者など | × | × | 再資源化、燃料化など |
| 製品Ｓ | ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製のクリップボード | 自治体、再生事業者など | × | × | 再資源化など |

※１：より多くの事例を収集するため、府域で発生する循環資源を含まない、認定対象品目で
ない、認定基準に適合しない製品についても調査。

※２：当該製品の回収ルートが答申「製造者が自ら回収する」に該当する場合は「○」とした。
当該製品が認定製品である場合は、現行の認定要領で「なにわエコ良品ネクスト」に区分。

※３：当該製品の回収ルートが答申に該当せず、答申「使用済品の回収ルートがある程度
確立している」に該当する場合は「○」とした。
なお、「ある程度確立している」とは、以下のいずれにもあてはまる場合とした。

・使用済品に係るﾘｻｲｸﾙのための回収ルートを使用者が自ら調達せずとも、既存の回収
ルート(自治体の資源ごみ回収等)を利用して、使用者より使用済品が回収されること。

・当該製品に限らず、使用用途が同じである他製品についても、使用済品が回収されるしくみがあること。または、回収されることが一般的であること。